

コーポレート・ガバナンス・コード策定に向けての具体的方法についての追記

- 平成 21 年 6 月 17 日付の「金融審議会 金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」では、以下のように記述されている。

- ・ 市場運営の適正を確保するという取引所本来の役割を果たすため、取引所がそのルールによって、会社法制との整合性を保ちつつ、適切な規律付けを行うことは極めて重要なことであり、かつ取引所の使命でもある。(同 19 頁)
- ・ 金融商品取引法上、取引所は、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、投資者を保護するため、証券会社や上場会社を適切に規制することが義務付けられており、上場会社に対して適切な規律付けを行い、高い水準のコーポレート・ガバナンスを確保することは、取引所の業務の重要な部分を占めるものであると解される。(同頁脚注)

↓

すなわち、金融庁は、「高い水準のコーポレート・ガバナンス」の確保の重要性を認識しつつも、それを「取引所の使命」、「取引所の業務の重要な部分」とすることで取引所に責任を押し付けている。

- この点、現状の金融庁設置法では、金融庁の義務として以下の規定が掲げられている。
 - ・ 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること (同法第 4 条第 1 号)
 - ・ 金融商品市場を開設する者の検査その他の監督 (同法第 4 条第 3 号タ)
 - ・ 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること (同法第 4 条第 26 号)

↓

現状でも、これらの規定に従い金融庁が取引所を指導・監督し、コーポレート・ガバナンス・コードの策定等を積極的に推し進めることは可能であると解釈できる。

しかし、これを怠っている。

實際上、コーポレート・ガバナンス・コードのような抜本的な改革を取引所の自主性だけに任せるのは無理がある。やはり金融庁の指導・後ろ盾が必要。

- このような現状を踏まえれば、コーポレート・ガバナンスの整備を積極的に推し進めるべき金融庁の権限と責務を法律上明記することが、コーポレート・ガバナンス・コード策定に向けての効果的な方法であると言える。

以 上